

伊丹市幼児教育ビジョン策定委員会条例（平成29年伊丹市条例第21号）

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき，教育委員会の附属機関として，伊丹市幼児教育ビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は，教育委員会の諮問に応じ，本市の幼児教育に共通の指針となるべき幼児教育ビジョンの策定及び推進に関する事項について調査審議し，答申する。

（組織）

第3条 委員会は，委員15人以内で組織する。

2 委員は，次に掲げる者のうちから，必要の都度，教育委員会が委嘱し，又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 市民
- (5) 関係行政機関の職員

（任期）

第4条 委員の任期は，委嘱又は任命の日から当該諮問に係る答申の日までとする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか，委員会の組織及び運営に関し必要な事項は，規則で定める。

付 則

この条例は，公布の日から施行する。